



社会保険労務士法人 作道事務所
労働保険事務組合 栃木労務管理協会
TEL:0285-23-6172 FAX:0285-23-7279
ホームページ <https://www.sabg.jp>
E-mail slm_info@sabg.co.jp



※8月お盆休みは 次の通りお休みを頂きますので よろしくお願ひ致します。

8月13日（水）から8月15日（金）

社会保険 標準報酬月額算定基礎調査 届出完了
ご協力ありがとうございました。



1. 標準報酬月額定時決定により、9月又は10月支払の給与から控除する健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料が変更になる場合がありますので、ご注意ください。
2. 追って当事務所より『保険料控除額一覧表』をお届けしますので、ご参照の上給与計算をお願い致します。

【ご注意】加入する保険制度（「他県のけんぽ協会」「健康保険組合」「厚生年金基金」等）により保険料率が異なりますので、ご注意ください。
ご不明な点がございましたら当事務所にお問い合わせください。

令和7年10月改正 育児・介護休業法における 「柔軟な働き方を実現するための措置」への対応

令和7年10月からは3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、柔軟な働き方を実現するための措置を講じること等が企業に義務づけられます。具体的には、以下の5つの選択肢の中から、2つ以上の措置を選択して導入し、対象となる労働者がその中から1つを利用できるようにする必要があります。

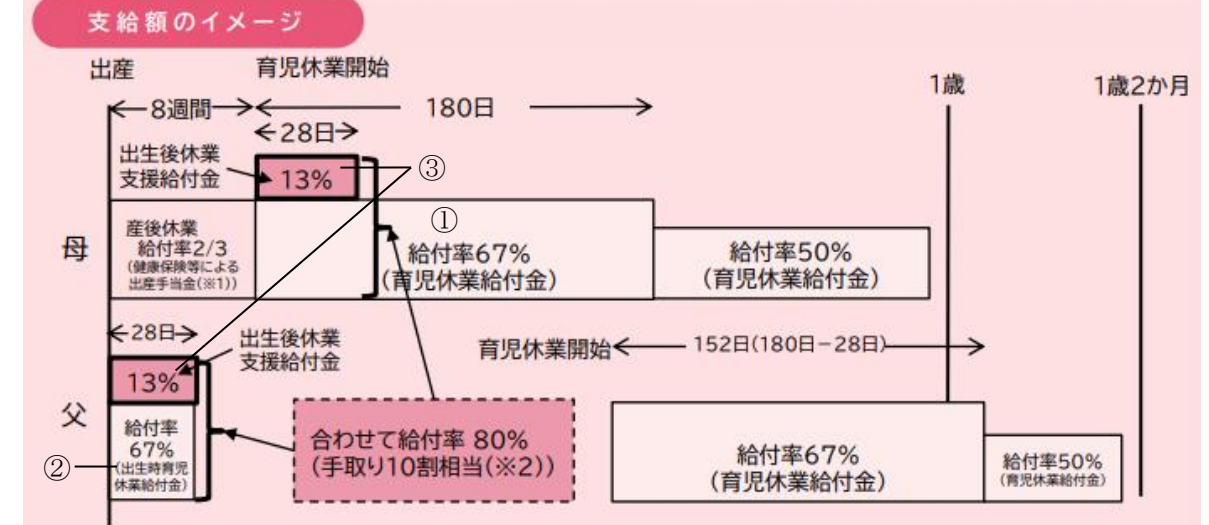
- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 養育両立支援休暇の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

選択した措置は、就業規則等への明記が必要となりますので、適用日までに規程の整備を含めた準備を進めておきましょう。

詳しくは当事務所までお問い合わせください。

令和7年4月施行の雇用保険法における 「出生時育児休業給付金」「出生後休業支援給付金」の申請の仕組みについて

4月より育児支援の新たな給付金が始まりましたが、申請時期等がとても分かりにくい制度となっておりますので、あらためて以下の図にてまとめてみました。



【申請時期】

- ① 育児休業給付金 出生後8週間を経過する日の翌日の2か月後から
- ② 出生時育児休業給付金 出生後8週間を経過する日の翌日から （男性のみの制度）
- ③ 出生後休業支援給付金 （男性は）出生後8週間を経過する日の翌日から
（女性は）出生後8週間を経過する日の翌日の2ヶ月後から

※女性は産後（8週間）の出産手当金（社会保険）がある為、出生後8週間経過する日の翌日の2か月後から育児給付金の申請期間となります。

【出生時育児休業給付金（男性のみ）・出生後休業支援給付金の支給要件】

子の出生後の一定期間内に、被保険者と配偶者（両親）がともに育児休業を通算14日以上取得すること。（配偶者がいない、配偶者が無業、配偶者が産後休業中などの事情がある場合には、配偶者の育児休業取得要件が不要となります。）

【申請にあたっては、以下の添付書類が必要です】

- ・母子健康手帳の写し
- ・住民票（世帯全員分、続柄の記載があるもの）※女性の場合のみ必要
- ・配偶者の雇用保険被保険者番号

※なお、配偶者の育児休業を要件としない場合には、別途書類が必要となる場合があります。

出生後休業支援給付金の支給申請には、被保険者の配偶者の状況を証明する書類の提出が必要となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。